

令和 7 年 3 月 31 日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について  
て」の一部改正について（通知）

「人事院規則 10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和 62  
年 12 月 25 日職福—691）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年  
4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別表第 1 健康管理者及び安全管理 者を指名すべき組織区分	別表第 1 健康管理者及び安全管理 者を指名すべき組織区分

（削る）

省 庁	組 織 区 分
（略）	（略）
厚生労働省	（略） （削る）

省 庁	組 織 区 分
（略）	（略）
厚生労働省	（略） <u>国立感染症研究</u> 所

	(略)	
(略)	(略)	
備考	1 • 2	(略)

以 上